

# とちぎ農産物輸出促進ネットワーク利用規約

## （趣旨）

第1条 本規約は、農産物の輸出に関する情報提供や、県内産地と事業者間の交流促進、マッチング等のために栃木県が提供するサービス「とちぎ農産物輸出促進ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）の利用条件を定めるものです。ネットワークの利用者（以下「会員」という。）は、本規約に同意の上、ネットワークを利用するものとします。

## （運営及び適用範囲）

第2条 ネットワークは、栃木県農政部経済流通課長（以下「運営者」という。）が運営します。  
2 本規約は、ネットワークで提供されるすべてのサービスに適用されます。

## （会員）

第3条 会員は、次のいずれかに該当し、第5条に規定する利用登録が完了した者としてします。  
(1) 栃木県産農産物の輸出に取り組む又は取り組もうとする生産者、農業法人、生産者団体  
(2) 栃木県産農産物の輸出を行っている又は希望する事業者  
(3) 栃木県産農産物の輸出を支援する団体、行政機関  
(4) その他栃木県産農産物の輸出促進に資すると認められる者

## （提供情報）

第4条 ネットワークで提供する情報は、次に掲げるものとします。  
(1) 農産物の輸出に関する県、国等からの案内（補助事業、セミナー、見本市・商談会展等）  
(2) 農産物輸出事業者等と産地とのマッチング情報  
(3) その他農産物の輸出促進に資する情報

## （利用登録）

第5条 ネットワークの利用には、登録が必要です。登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、申込書に登録事項を記載し、運営者に申請してください。  
2 運営者は、登録希望者が次のいずれかの事由に該当するときは、登録を拒否することがあります。  
(1) 運営者に提供した登録事項の全部又は一部に虚偽があったとき  
(2) 過去に運営者との契約に違反した者又はその関係者であると運営者が判断したとき  
(3) その他運営者が適当でないと判断したとき

## （登録抹消等）

第6条 運営者は、会員が次のいずれかの事由に該当するときは、事前に通知又は催告することなく、ネットワークによる情報提供を一時的に停止し、又は登録を抹消することができます。  
(1) 本規約のいずれかの条項に違反したとき  
(2) その他運営者が会員として継続させることを適当でないと判断したとき

## （情報提供依頼）

第7条 ネットワークによる情報提供を希望する者（以下「情報提供希望者」という。）は、情報提供依頼書により、メール（運営者メールアドレス：[brand-yusyutu@pref.tochigi.lg.jp](mailto:brand-yusyutu@pref.tochigi.lg.jp)）により依頼するものとします。

## （審査）

第8条 前条により依頼のあった情報提供の可否は、運営者が審査して決定します。  
2 前項の審査は、第4条に規定する提供情報の要件を満たしていること、及び次条に規定する情報提供制限に該当しないことの確認を含め、総合的に行うものとします。  
3 運営者は、審査の結果、情報提供を認めないときは、その旨を情報提供希望者に通知します。

(情報提供制限)

第9条 次に掲げる内容は、情報提供しないものとします。

- (1) 農産物の輸出に関係しないもの
- (2) 専ら情報提供希望者等の広告・宣伝に偏り、交流促進やマッチングへの寄与が認められない内容であるもの
- (3) その他ネットワークの目的に照らし不適切であるもの

(禁止行為)

第10条 会員は、ネットワークの利用にあたり、次のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 法令や公序良俗に反する行為
- (2) 運営者、ネットワークの他の会員に対する詐欺若しくは脅迫行為又は知的財産権、肖像権、プライバシー権、名誉、その他の権利を侵害する行為
- (3) ネットワークの運営を妨害するおそれのある行為

(著作権等及び情報の利用)

第11条 ネットワークで提供される情報(文章、写真、イラスト、動画その他のデータ等)に関する著作権その他一切の権利は、当該情報の提供者に帰属します。

- 2 「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、ネットワークで提供された情報を無断で転載又は複製することを禁止します。
- 3 ネットワークで提供された情報を、著作権法で認められる場合以外で転載又は複製するときは、事前に運営者の承認を得てください。

(免責事項)

第12条 運営者は、会員がネットワークで得られた情報を用いて行う一切の行為について、いかなる責任も負いません。

- 2 運営者は、会員がネットワークを利用したことにより発生した会員の損害及び会員が第三者に与えた損害について、いかなる責任も負いません。

(規約の改定、ネットワークの変更及び終了)

第13条 本規約は、予告なく改定することがあります。

- 2 ネットワークは、予告なく提供を停止又は終了することがあります。
- 3 ネットワークの運営者メールアドレス、表示形式については、予告なく変更を行うことがあります。

(準拠法及び管轄裁判所)

第14条 本規約は、日本法を準拠法とし、本規約に関わる一切の紛争については、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とします。

(分離条項)

第15条 本規約の一部の効力が、法令や確定判決により無効とされた場合であっても、その他の条項は引き続き効力を有するものとします。

(個人情報の取扱い)

第16条 ネットワークにおける個人情報の取扱いは、栃木県が定める「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」に基づき、適切に運用するものとします。

附 則

この規約は、令和8(2026)年7月10日から施行します。